

第6回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和2年12月11日（金）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所 別館1階大会議室

3 出席委員（16名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	浅野	美江	委員

4 欠席委員（2名）

9番	森元	直紀	委員
15番	上坂	雅彦	委員

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農用地利用集積計画について

報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第30号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第31号 農業者等との意見交換会について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

9 議事概要

事務局長

それでは、第6回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。
なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症予防のために3密を回避する形で開催させていただきますので、換気等も含めまして、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。
また、短時間で終わるために、今回も事前に議案書と併せて質問書を送付させていただきます。
なお、事前に質問はございませんでした。ご協力ありがとうございます。
それでは最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、議席番号順となっており、本日は議席番号6番山本公彦委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。
なお、本日の議案の審議につきましては、職員の説明の都合上、順序が前後します。まず農地係が担当する議案を審議いただき、その後、農業振興係が担当する事項へと移りますので、よろしくお願いをいたします。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっており、今回は中部選出の副会長をお願いいたします。
まず、開会に当たりまして、副会長からご挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員

いつもありがとうございます。
本日、司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
今回の総会につきましても、お寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症第3波が現在、起こりそうな状況ということで、まだまだ収束のめどが立たない状況ではございますが、早く収束するようにご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
本日の議事日程に先立ちまして、森元直紀委員、上坂雅彦委員が所用のため欠席をされております。
在任委員18名のうち2名が欠席、出席委員が16名でございますので、在任

委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定によりまして、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

では、橋本会長、よろしくお願いいたします。

議 長

こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い、始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

12番 横山 成治 委員

13番 松尾 比古敏 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年12月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局 (事務局、資料に基づき説明)>

議 長

それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の真野普門3丁目につきまして、地元委員よりご意見を申し上げます。

委 員

No.1の真野普門3丁目の〇〇氏の田の件ですが、現状は3枚の田です。真ん中の田は、2つの地番で1枚の田になっております。当日、推進委員と譲受人と3人で立会いをいたしまして話を聞きましたところ、本人も田を耕作していく意思が十分あり、何ら問題はないと思いますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、No.2の雄琴4丁目及びNo.3の苗鹿1丁目につきまして、地元委員より一括してご意見を申し上げます。

委員

雄琴4丁目の土地は、所有者夫婦が耕作されている土地です。それを孫に生前贈与したいということで、地元推進委員と現地調査を行いました。

理由といたしましては、耕作者は高齢になってきており、農地の継続、維持の必要性から孫へ是非とも贈与したいということです。孫側からしても、祖父母が高齢となって労力不足になってくることから、元気なうちに贈与を受けて畑作を継続、維持するということを納得しているようです。特に問題ないと思っておりますので、審議のほどをよろしくお願いします。

次に、No.3です。

苗鹿1丁目の土地です。耕作者になる新規就農〇〇さんは現在39歳で奥さんと2人暮らしです。そして、会社も経営しておられますが、安定しているので、趣味に合った農作業がしたいということで購入する予定をされています。それで、現場を推進委員と見に行きました。話によると10月頃に草、ササ、木などを全部切り、美しく整地したということで、実際、美しく整地できていました。少しずつ開墾すると聞き、やる気が十分にあると私は解釈しております。農業に対する意気込みが十分であるという感じを受けましたので、推進委員とともに、この人なら大丈夫だと思い、帰ってきました。譲受人のやる気を買いましたので、審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見はございますでしょうか。

(なしの声)

議長

ご意見もないようですので、お諮りします。

ただし、先に事務局から説明ありましたとおり、No.3の苗鹿1丁目につきましては、後ほど審議いただきます。議案第22号 農用地利用集積計画についての採決の後でお諮りいたします。

それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

全員挙手により、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

挙手全員により、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和2年12月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局 (事務局、資料に基づき説明) >

議長 説明が終わりましたので、去る11月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委員 1から6番まで全てにおいて周囲の農地には問題なく、また6番は公共事業でございますので、どうぞ皆さんご審議いただき、よろしくご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1の真野4丁目及びNo.2の真野普門2丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をお願いします。

委員 24日、現地に立会いたしましたところ、事務局の方から説明いただきましたとおりで、何ら問題はないと思っています。隣接の田の給排水もしっかりするということですので問題はないと思います。

それと、真野普門2丁目の方ですが、これも拡幅後の残地で、畑だったところを現在、何もされておらず、看板を立てるということです。その後、何も使用しないということで、問題ないと思いますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の坂本5丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委員 No.3の件につきまして、現地調査いたしました。一日立会委員と私、地元の推進委員と立会いをしまして、事務局の説明を受けながら現地を確認しました。この場所は、以前、隣の土地が、今回の申請にあるような太陽光発電用地の許可を受けたことがあり、その関連という形で今回の申請があったものです。現地調査当日、一部盛土等があったことから、確認や指摘等を行い、その後の動きから審議に値することまで確認しました。水路等、他の農

地に対して影響等もないことも確認いたしました。

つきましては、ご審議賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.4の赤尾町につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委 員

11月24日、一日立会委員と推進委員と現地確認をしてまいりました。事務局から説明があったとおりでございまして、何ら問題なく思います。

ただ一部、事前に転用されていたところがございまして、てんまつ書がついておりますが、このように事前に転用された点が残念ではありますが、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.5の大石中1丁目及びNo.6の大石小田原2丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をいただきます。

委 員

No.5につきましては、事務局よりご説明のあったとおり、〇〇が石油販売及び自動車販売をされておりますが、石油関連事業用地は、申請地の前の土地を確保されているのですが、自動車等の置場がないということで譲渡人にお話をされて成立したものです。自動車販売の従業員は代表取締役の親御さんの家の敷地内を通過して入れるということで、問題ないかと思えます。

私と推進委員と11月24日に立会いさせていただき、No.5、No.6共に何ら問題ないと思えます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見ございますか。

委 員

太陽光発電計画の件です。事前着工されているということですが、写真を見ていると、これだけ削っていると、表面排水がどこを流れて、どのような処理をされるかということ、下方の田が耕作されているのかはわかりませんが、下方の農地への影響の有無について、お聞きします。

事務局

お手元の資料で排水に関して補足をいたしますと、平面図、資料の32ページ、33ページあたりでございまして、写真で写っております手前の道の形態のものが、ちょうどこちらの部分になります、申請地の画面左側の部分になります。今、若干土の移動によって閉塞等がしておりますけれども、この申請地の南寄り、既に許可を受けられたそっち側寄りの部分にこの道沿いに素掘りのくぼみ形状の水路がございまして、このような段々畑、かなりの急傾斜でございまして、次第に北側から南方向に地形に沿って流れながら、最

最終的にこちらの里道の中の既存の素掘りの水路に入っていくという形状でございます。

さらに、隣地への影響というところでございますが、写真でダイレクトには写ってはいないんですけれども、29ページの写真、上、下、2枚でございます。上の写真、右側の部分のところに立会の委員が立っておられる、この敷地の手前側に緑色の土のう積みが見てとれますけれども、こちらのさらに右下側、〇〇番、こちら側、現在は耕作放棄地といたしますか、そういった形になってございまして、今ご説明申しました里道内水路に排水し切れなかった雨水に関しましては、こちらに自然なりに流れていくとは思いますが、このような形をしており、現状の農耕には影響は生じ得ないと、そのような判断をいたしてございます。

雨水排水の処理に関しては以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 オーバーフローした水は下へ流れるということで、〇〇番の所有者はどなたかわかりませんが、そのことについて、隣の方にも了解を求めておられるわけですか。

事務局 隣地承諾の対象として、こちらの農地の所有者の方とはやり取りがあったように確認してございます。
 以上です。

委 員 後で問題にならなかつたらよいのですが、農業委員会が許可したからそういうことになったという話だけはないようにしていただきたいと思いません。

議 長 よろしくお願ひします。
 ほかにご意見ございませぬか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
 No.1につきて賛成の方は挙手お願ひします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.2につきて賛成の方は挙手お願ひいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.6は許可することに決定いたします。
それでは続きまして、議案第22号 農用地利用集積計画について、このこと
について本定例総会の議決を求める。令和2年12月11日提出。大津市農業
委員会 会長 橋本正和。
農林水産課の説明を求めます。

<事務局 (事務局、資料に基づき説明) >

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見がございますでしょうか。

委 員 ○番の件で、少しお伺いしたいのですが、〇〇が以前、農地を借りるので
確認が要ると来られました。そのときは借りられるということでした。しか

し、今回自分の所有する土地は他に貸す、できないから貸す、何かつじつまが合わないような気がします。自分が所有している土地は人に貸して、他で借りると確認を取りに来られ、つじつまが合わないと思います。できないから人に貸す、それで他の土地は自分が借りるとするのは、話がちぐはぐなのではと思います。

事務局

今、委員がおっしゃった、借りようとしている農地が具体的にどこかというのが分からないですが、現実的に今、〇〇から説明を受けているのは、総体的に、今までやっていたところがコロナの関係で車が置きづらくなり、移動が大変になり、今まではご家族が送り迎えをしていた送迎する場所がなかったので道路の横などに止めていたものの、なかなかそれもできなくなったので、考えざるを得ない、よりいい場所については〇〇としても農福連携に基づいて事業を拡大していくという話をしておられる中で、この利用権が出てきていると解釈をしております。

委員のおっしゃっている農地の場所か分からないまま、言っておりますが、その辺を含め、確認して処理をしていきたいと思っております。この案件について、地元の農業委員、農業組合長さんは承諾されていると思われまので、その辺を踏まえご審議いただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。
委員、何か。

委員

それなら、この〇〇の土地は、現在、〇〇は耕作されているのですか。3年間、耕作しますと誓約書に書いてありますよね。

事務局

こちらの土地は〇〇としては、1年所有されてない状態ですけど、前所有者が果樹を植えて、それを引き継がれている状況です。〇〇が植えたものではなく、前の方が植えた果樹が植わっていて、管理ができていますと認識しております。以上です。

議長

いかがですか。

委員

〇〇が農福連携で頑張っておられるのは分かるのですが、責任者をつけてその耕作地を管理していただきたい。

実際に私の耕作地の隣で〇〇が耕作されていたのですが、水を無茶苦茶に流したため、農地が水につかり私が植えた豆が全滅しました。それ言いに行ったら、自分らの考えだけで物を言われるのです。責任者、分かる人をきちんと置いていただきたいことを、〇〇の代表者が来られて、そのように伝えましたが、そういうことを行政も指導していただきたいと思ひました。よろ

しくお願いいたします。

議 長 農林水産課から何か。

事務局 農林水産課です。
〇〇には適切に管理をしていただくようにこちらのほうから指導をさせて
いただきたいと思います。
以上です。

議 長 では、今後もそのような指導もよろしくお願いいたします。
ほかにご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、賛成の方挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第22号 農用地利用集積計画については妥当という
意見を大津市長宛てに回答することにいたします。
それでは、先ほど採決保留しておりました議案第20号 農地法第3条第1
項の規定による許可申請No.3につきましてお諮りいたします。
賛成の方、挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.3は許可することに決定いたします。
ここで議案の審査を終了します。
司会を副会長に交代させていただきます。ありがとうございました。

副会長 それでは続きまして、報告案件でございます。
報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出につい
て、次に報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
について、次に報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知につい
て、次に報告第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、以上
一括して事務局の報告を求めます。

<事務局 (事務局、資料に基づき報告) >

副会長 ありがとうございます。
以上をもちまして報告案件を終了します。
このほか、特にこれということがありましたらお願いいたします。
事務局、お願いします。

事務局 <事務局（遊休農地調査報告）>

副会長 ありがとうございます。
では、ただいまよりおおむね15分休憩をさせていただきます。

（休 憩）

副会長 それでは、再開します。
報告第31号 農業者等との意見交換会について、事務局の説明を求めま
す。

事務局 <事務局（資料に基づき説明）>

副会長 ただ今の事務局の説明について、ご意見がございましたらお願いいたしま
す。

<なしの声>

副会長 続きまして、その他報告事項として、研修会等の参加報告が2件ございま
す。

1件目、11月25日に栗東市で開催された滋賀県女性農業者交流会に○
○委員、○○委員が参加されました。

2件目、11月27日に守山市で開催された農地の集約化に向けた勉強会
に、○○委員、○○委員が参加されました。

まず、1件目の女性農業者交流会につきまして、事務局より参加されまし
た次長より報告をお願いします。

次 長 < 報 告 >

副会長 ありがとうございます。次に2件目の農地の集約化に向けた勉強会につ
きまして、○○委員より報告をお願いします。

委 員 < 報 告 >

副会長 ありがとうございます。最後に事務局から何か報告等がありましたら願

いします。

事務局

<事務局（資料に基づき説明）>

副会長

ありがとうございます。

以上を持ちまして第6回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（橋本 正和 委員） 印

委 員（横山 成治 委員） 印

委 員（松尾比古敏 委員） 印